愛荘町

脱炭素化

中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金

高効率空調、ＬＥＤ照明器具など
省エネルギー設備の設置を補助します

対象者

愛荘町内に店舗、工場、事業所、事務所または支店を有する中小企業等

※要綱第３条の条件を満たす者。※農事組合法人含む

申請受付期間

令和８年７月１日～令和８年１２月１０日

※予算に達した場合、期間内でも受付を終了することがあります。
※令和９年３月３１日までが実施期間です。

補助率　補助対象経費の　１／２

※対象工事費３０万円以上

補助対象経費

再エネ等設備工事
省エネ設備工事

最大補助限度額
２０万円

省エネ設備に更新して取り組むカーボンニュートラル

問い合わせおよび申請書提出先
愛荘町商工観光課
TEL　0749-42-8017
FAX　0749-42-6090
E-mail shoko@town.aisho.lg.jp

補助金額　補助対象経費の合計に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

補助対象設備	補助金額	補助限度額
太陽光発電システム	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 ※左欄に掲げる補助対象設備の同時申請は可能とする。	20万円
蓄電池システム		
高効率空調		
業務用給湯器		
高効率コージェネレーション		
冷凍冷蔵設備		
LED照明器具		
窓の断熱		
玄関ドアの断熱		
外壁の断熱		
屋根の断熱		

申請の流れ

申請書
・申請書は町ホームページからダウンロードできます

↓

審査・交付決定通知

↓

設置工事

↓

実績報告書
請求書

↓

補助金支払い

交付申請に必要な書類
①交付申請書
②事業計画内訳書
③愛荘町内に事業実態があることが確認できる書類
　法人登記簿の写し・開業届の写しなど
④対象工事の見積書
⑤対象設備の要件が満たしていることがわかる書類
　カタログ、パンフレット、仕様書など
⑥工事を行う個所の配置図
⑦その他必要と認める書類